

高福第510-2号
令和8年7月31日

県内指定居宅介護支援事業所 管理者 様
県内指定介護予防支援事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
草野 敏行（公印省略）

「埼玉県居宅介護支援事業所等における複数訪問費用補助金」及び「埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業補助金」の申請受付開始について（通知）

県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、居宅介護支援事業所等が安全確保・ハラスメント対策を講じることにより、介護支援専門員が安心して働くことができるよう、介護支援専門員が同行者とともに複数名で訪問する際の経費を補助する「複数訪問費用補助事業」と安全確保対策に資する経費を補助する「安全確保対策推進事業」を新たに創設し、本日から受付を開始しました。

つきましては、標記補助金について御確認いただき、本事業の活用を御検討くださるようお願いいたします。

また、不明点等がある場合は下記担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

なお、暴力・ハラスメント事案については、事業所内で抱え込むことなく、まずは埼玉県カスタマーハラスメント総合相談窓口へ相談するなど相談窓口を有効に御活用くださるようお願いいたします。

記

1 事業概要

（1）埼玉県居宅介護支援事業所等における複数訪問費用補助金【新規】

ア 事業概要

介護支援専門員等が複数で訪問支援を行った際の費用補助

イ 申請期間

令和8年7月31日（金）から随時受付（予算額の上限に達し次第終了）

ウ 補助額（補助率：10/10）

同行者が有資格者の場合 5,000円／回

同行者が有資格者以外の場合 3,170円／回

エ 補助対象施設・事業所

埼玉県内に所在する居宅介護支援又は介護予防支援の指定事業所

オ 事業の詳細

県HP、交付要綱（添付）、Q&A（添付）を参照

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/anzenkakuho/fukusu_hojyo_r8.html

(2) 埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業
補助金【新規】

ア 事業概要

事業所における安全確保対策に係る物品購入等に対する補助

イ 申請期間

令和8年7月31日（金）～9月7日（月）

ウ 補助額（補助率：10/10）

1事業所当たり10万円上限

※ 予算の範囲内での執行となるため、申請額どおりの交付決定とならない場合があります。

エ 補助対象施設・事業所

埼玉県内に所在する居宅介護支援又は介護予防支援の指定事業所

オ 事業の詳細

県HP、交付要綱（添付）、実施要領（添付）、Q&A（添付）を参照

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/anzenkakuho/buppin_hojyo_r8.html

3 オンライン説明会について

補助事業に係るオンライン説明会を実施します。

参加希望の場合、（1）イ参加URLから御参加ください。

あわせて、事業に係る質問がある場合には（2）のURLから入力をお願いいたします。

(1) 説明会

ア 開催日時 令和8年8月21日（金）10時～11時（予定）

イ 参加URL <https://teams.microsoft.com/meet/499563375941114?p=L9h8ScoAE1C8wrtHCD>

(2) 事業に係る質問受付

<https://forms.cloud.microsoft/r/SyM2QZ65Bp>



担 当：介護人材担当

電 話：048-830-3232

E-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp